

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

4 入札第 148 号

(2) 購入物品名及び数量

令和 5 年 4 月 9 日執行予定 長崎県議会議員一般選挙 選挙公報 1 式

※規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。

※郵送、F A X 等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和 5 年 2 月 7 日 17 時 00 分（必着）

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕工場引渡し

〔納入期限〕令和 5 年 4 月 3 日

(5) 契約の形態

製造の請負とする。

(6) 最低制限価格

設定する。

(7) 印刷積算内訳書

提出すること。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和 5 年 2 月 8 日 10 時 00 分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟 1 階 入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ令和 5 年 2 月 2 日 17 時 00 分までに F A X 等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和 5 年 2 月 6 日までに「質問への回答書（調達様式 7 号）」により F A X にて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室 H P に掲載する。

① 仕様書に関する質問提出場所 市町村課 選挙班

F A X 0 9 5 - 8 2 3 - 4 1 6 6 TEL 095-895-2137

② 調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL 095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
免除する。
- イ 契約保証金
（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。
ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。
 - ①2,000 万円以上
 - ②2,000 万円未満 500 万円以上
 - ③500 万円未満

(12) 入札の無効

- 次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。
- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - エ 入札者が連合して入札をしたとき。
 - オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
 - キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
 - コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属四に揚げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和5年2月1日現在で有していること。

なお、「印刷」の登録者に限るものとする。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がAの者であること。

カ 原版作成、印刷、梱包などの全ての工程を行う印刷所（工場等）が長崎市、諫早市、大村市、又は西彼杵郡に所在していること。

キ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

ク この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3 - 1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情 報	起案番号	R04-02520-00118			年 月 日	番 号	
	所属	市町村課			※物品管理室記入欄		
	電話	095-895-2133 (内線：4454)					
	担当	豊増春香			業 者		
品 名	令和 5 年 4 月 9 日 執行 予定 長崎県議会議員一般選挙 選挙公報						
形 態	その他						
部 数	1 式						
規 格	0mm × 0mm 両面						
作成方法	方法[入力] ページ打[無] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》		《金色》		《裏》		
	1 色 刷		無		1 色 刷		
紙 質	《種類》		《厚さ》		《色》	《再生紙/白色度》	
加 工	なし						
写 真	白黒		0	カラー		0	
イラスト	県保有のイラスト		0	業者にて作成するイラスト		0	
デザイン	有：別紙仕様書のとおり						
仕分作業	有：27箇所						
備 考	詳細 別紙仕様書のとおり						
納入場所	工場引渡し						
校正	初 校		二 校		三 校 以 降		納品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ 直接請求課に納品し、検収を受けてください。
(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

令和 5 年 4 月 9 日執行（予定）
長崎県議会議員一般選挙 選挙公報

仕 様 書

長崎県選挙管理委員会

1. 印刷するもの

選挙公報（タブロイド判） 38.2 cm × 27.2 cm

※なお用紙サイズについては、仕様書で示す必要な記入事項を確実に記入できるサイズ（38.2 cm × 27.2 cm）程度であれば、特段の問題は生じない。

- ・両面印刷
- ・様式及び規格は（別紙1）のとおり
- ・15種類（15選挙区分）

①作成部数

- ・370, 300部
- ・市町等別、選挙区別の印刷部数は、（別紙2-1）、（別紙2-2）のとおり。
※ただし、無投票の選挙区については発行しない。（告示日の17時に判明する。）
※無投票の選挙区が発生した場合の契約額については、「4 変更契約等」を参照のこと。

②選挙区ごとのページ数

- ・選挙区ごとのページ数は、（別紙3）のとおりとする。
- ・ただし、ページ数は、候補者の数及び選挙公報の掲載申請者数で増減するため、告示日の17時に確定する。
- ・ページ数が（別紙3）から変更になる場合の契約額については、「4 変更契約等」を参照のこと。

③印刷内容

- ・告示日に候補者から提出される選挙公報原稿（紙又は電子データ）により、選挙公報を作成する。（紙の場合は、写真製版により作成する。）
- ・写真は、選挙公報原稿と別に提出（写真現物又は電子データ）されるため、別途スキャニング、データ取込み等により選挙公報に貼り付ける。
この場合、顔のサイズを調整のうえ、網掛け加工する。

④紙 質（紙の種類、紙の厚さ、再生紙割合及び白色度）

- ・見本のとおり（前回県議選の選挙公報と同等以上）

⑤印 字

- ・黒色インク 1色刷

⑥啓発記事

- ・啓発原稿の作成（欄の大きさに分けて2パターンを作成する。）
「1ページの1/3、3/3（全面）」

なお、啓発記事の原稿は、事前協議の際に県選挙管理委員会から手渡す。

2. 作業工程 スケジュールは、（別紙4）のとおり

①印刷期間

- ・印刷及び梱包の作業を行う日は、令和5年4月1日（土）及び4月2日（日）の2日間とし、作業を行う時間は、9時から22時までの間とする。

なお、印刷及び梱包の作業については、以下の期限までに完了すること。

- （1）佐世保市・北松浦郡選挙区（※小値賀町及び佐々町分を除く。）、諫早市選挙区、大村市選挙区、南島原市選挙区、西彼杵郡選挙区及び東彼杵郡選挙区（※東彼杵町及び波佐見町分を除く。）

令和5年4月2日（日）22時までに印刷及び梱包完了

- （2）（1）以外の選挙区

令和5年4月1日（土）22時までに印刷及び梱包完了

※ただし、このうち離島市町分については、遠隔地であり、早期に輸送を行う必要があることから、優先的に作業を行うものとし、作業完了期限の時刻は別途協議の上、指示する。

②納入期限

- ・令和5年4月3日（月）13時まで

ただし、作業完了の期限については上記「①印刷期間」のとおり。

③納入場所

- ・印刷所において受領し、運送会社に引き渡す。

（運送費は、県市町村課が負担するため、入札金額に含めない。）

④事前協議

- ・契約後、県選挙管理委員会との作業工程等に係る事前協議を行うこととし、日程は契約後に協議する。
- ・選挙区ごとの印刷順序及び選挙区ごとの運送会社に引き渡す日時を指定する。
- ・なお、原則として離島などの遠方の選挙区から印刷及び運送会社への引き渡しを行うこととするが、当該順序及び日時については、県と業者の協議のうえ、決定する。

3. 作成にあたっての注意事項

選挙公報の印刷に万全を期すため、原版作成、印刷、梱包などの全ての工程に県選挙管理委員会書記が立ち会う。

なお、原版作成、印刷、梱包などの全ての工程を行う印刷所（工場等）については、長崎市、諫早市、大村市又は西彼杵郡に所在していること。

①選挙公報の枠線

- ・ミリ単位以下でサイズを合わせる。
- ・このため、枠線のための校正を行う。

②啓発記事

- ・啓発記事のための校正を行う。

③原版作成

- ・フィルム等（プルーフ含む。）のチェックを行い、汚れ等を検査する。
なお、刷版の作成工程においてフィルムを作成しない場合（コンピューター処理により刷版を作成する場合など）において、フィルムチェックと同等の検査方法がある場合はそれによることができる。
- ・汚れがあった場合、原版の補正をする。

④印 刷

- ・印刷開始前に試刷りを行い、問題が無いことを県選挙管理委員会が確認後、本印刷を行うものとする。（試刷り分は納品に含めない。）
- ・本印刷中において、印刷の汚れなどが無いことを確認するため、数分に一度、印刷物の抜き取り検査を行う。
- ・印刷物に汚れ、かすれ、針穴の位置等により不都合があった場合は、印刷機を一旦停止し、調整を行う。

⑤仕 上 げ

ア 新聞折込の市町（佐世保市、諫早市、大村市、南島原市、長与町、川棚町）

- ・2ページのものは1,000部を1個口、4ページのものは500部を1個口とする。

イ それ以外の市町

- ・2ページのものは1,000部を1個口、4ページのものは500部を1個口とし、100枚ごとに色紙を入れる。

○共通

- ・仕様の変更等により、1個口あたりの部数を変更する必要がある場合は、別途協議して定める。
- ・1個口ごとの、梱包された内容（梱包部数・配送先等）を表示する看板（用紙）を受注者で準備する。
- ・選挙公報等が雨などで濡れないよう、梱包したものをビニールや防水紙などで包む。

⑥そ の 他

- ・ 選挙公報等の汚れやかすれ、白紙の混入、部数の不足、納品の遅れその他受注者の過失により選挙の管理執行に問題が生じ、選挙の効力に関する異議申出等の争訟が提起された場合には、これにより長崎県が受けた損害（印刷費相当ではなく、再選挙の執行に必要な全ての費用）については、受注者に賠償を求めることがある。
- ・ 印刷風景は報道機関に公開する予定であるため、印刷所に報道機関が立ち入ることになる。
- ・ 試し刷りや汚れによる廃棄（刷り直し）を行っても発注数の納品が可能なよう、材料や紙、梱包材の準備には厳に留意すること。
- ・ ④の抜き取り検査の際、些少であっても汚れやかすれがあると認められた場合には一旦印刷を停止し、県選管による確認を行う。確認の結果、汚れやかすれがあるものについては納品数に含めることができないので留意すること。

4. 変更契約等

- ・ 告示日において、印刷ページ数が（別紙3）以外のページ数となることが判明した場合は、別途協議し変更契約を行う。
- ・ 無投票の選挙区が発生した場合、当該選挙区における選挙公報は発行しないため、契約額の減額について別途協議し、変更契約を行う。
ただし、佐世保市選挙区については、無投票となった場合でも原版の作成は行うこととし、当該原版の作成費相当額は、当初契約額から減じない。

5. P D F ファイルの作成・納品等

納入にあたっては、下記のとおり、当該選挙公報の P D F ファイルを令和 5 年 4 月 1 日（土）までに C D で納める。

○選挙公報（全体・選挙区ごと）の P D F

- ・ P D F ファイルを開いた際に、選挙公報の 1 ページが全部映るように設定する。（選挙人が P D F ファイルを開いたときに、一番上に掲載された候補者だけが表示される設定では、候補者の公平性が失われるため。）
- ・ P D F ファイルは、アウトライン化したものを作成すること。
- ・ 各ファイルのサイズは 1 0 メガバイト未満とすること。
- ・ P D F ファイルは、印刷ができる設定とすること。
- ・ P D F ファイルには、改ざんがなされないようセキュリティ措置を講じること。
- ・ P D F ファイルの費用については、入札額に含むこと。

長崎県議会議員一般選挙 選挙公報の様式及び規格 (別紙1)
(単位: cm)

(1) 全面をご覧ください。 (この選挙公報は候補者から提出された原稿をそのまま印刷したものです。)

令和5年〇月〇日執行 長崎県議会議員一般選挙	選挙公報	〇 〇 選挙区 長崎県選挙管理委員会
1	11.0	36.0 33.0
2	11.0	
3	11.0	

← 24.0 →

(候補者1人分の掲載欄の規格) (単位: cm)

← 23.6 →	
	写真欄 3.2
	氏名欄 (党派・年齢等) 7.4

10.6

(写真欄の詳細) (単位: cm)

0.6	← 2.4 →	0.6
写真	3.2	
	3.6	

写真のサイズは縦 3.2cm
横 2.4cm

- (注) 1. 用紙は、タブロイド判とする。
2. 第2頁以下も同じ様式とする。
3. 候補者の掲載欄の空白のところは、啓発記事を載せる。
4. 掲載欄内の数字は掲載順序を示し、第2頁以下はこの例により順次掲載する。

○選挙公報印刷部数

(別紙 2 - 1)

(市町選管)

コード	市町名	R4. 9. 30現在 世帯数	必要部数	印刷部数
1	長崎市	—	—	—
2	佐世保市	120, 043	73, 000	73, 000
3	島原市	19, 763	21, 000	21, 000
4	諫早市	54, 121	54, 200	54, 200
5	大村市	45, 437	35, 000	35, 000
6	平戸市	13, 789	14, 000	14, 000
7	松浦市	10, 050	10, 200	10, 200
8	対馬市	14, 658	16, 000	16, 000
9	壱岐市	11, 582	11, 800	11, 800
10	五島市	19, 398	19, 400	19, 400
11	西海市	12, 293	13, 000	13, 000
12	雲仙市	17, 640	17, 800	17, 800
13	南島原市	18, 495	18, 000	18, 000
14	長与町	17, 065	17, 500	17, 500
15	時津町	13, 426	13, 500	13, 500
16	東彼杵町	3, 176	3, 200	3, 200
17	川棚町	5, 755	5, 800	5, 800
18	波佐見町	5, 340	5, 500	5, 500
19	小値賀町	1, 219	1, 300	1, 300
20	佐々町	6, 191	6, 200	6, 200
21	新上五島町	9, 535	9, 800	9, 800
	合計	418, 976	366, 200	366, 200

(県選管)

コード	書記室名	印刷部数 (選挙区ごとの部 数)	
1000	本課	200	×15
1100	県北地方書記室	100	×4
1200	島原地方書記室	100	×3
1300	五島地方書記室	100	×2
1400	壱岐地方書記室	100	×1
1500	対馬地方書記室	100	×1
	合計	4, 100	

総計	印刷部数
	370, 300

○選挙公報印刷部数

(別紙 2 - 2)

(選挙区ごと)

選挙区名 (市町等名)	印刷部数
長崎市選挙区	0
長崎市 (新聞折込)	—
県選挙管理委員会書記室	—
佐世保市・北松浦郡選挙区	80,800
佐世保市 (新聞折込)	73,000
小値賀町	1,300
佐々町	6,200
県選挙管理委員会書記室	200
県北地方書記室	100
島原市選挙区	21,300
島原市	21,000
県選挙管理委員会書記室	200
島原地方書記室	100
諫早市選挙区	54,400
諫早市 (新聞折込)	54,200
県選挙管理委員会書記室	200
大村市選挙区	35,200
大村市 (新聞折込)	35,000
県選挙管理委員会書記室	200
平戸市選挙区	14,300
平戸市	14,000
県選挙管理委員会書記室	200
県北地方書記室	100
松浦市選挙区	10,500
松浦市	10,200
県選挙管理委員会書記室	200
県北地方書記室	100
対馬市選挙区	16,300
対馬市	16,000
県選挙管理委員会書記室	200
対馬地方書記室	100
壱岐市選挙区	12,100
壱岐市	11,800
県選挙管理委員会書記室	200
壱岐地方書記室	100

選挙区名 (市町等名)	印刷部数
五島市選挙区	19,700
五島市	19,400
県選挙管理委員会書記室	200
五島地方書記室	100
西海市選挙区	13,200
西海市	13,000
県選挙管理委員会書記室	200
雲仙市選挙区	18,100
雲仙市	17,800
県選挙管理委員会書記室	200
島原地方書記室	100
南島原市選挙区	18,300
南島原市 (新聞折込)	18,000
県選挙管理委員会書記室	200
島原地方書記室	100
西彼杵郡選挙区	31,200
長与町 (新聞折込)	17,500
時津町	13,500
県選挙管理委員会書記室	200
東彼杵郡選挙区	14,800
東彼杵町	3,200
川棚町 (新聞折込)	5,800
波佐見町	5,500
県選挙管理委員会書記室	200
県北地方書記室	100
南松浦郡選挙区	10,100
新上五島町	9,800
県選挙管理委員会書記室	200
五島地方書記室	100

県計	370,300
-----------	----------------

○選挙公報のページ数

(別紙3)

選挙区名	ページ数	候補者数の 下限及び上限
長崎市	—	—
佐世保市・北松浦郡	4	10 ～ 12
島原市	2	～ 6
諫早市	2	～ 6
大村市	2	～ 6
平戸市	2	～ 6
松浦市	2	～ 6
対馬市	2	～ 6
壱岐市	2	～ 6
五島市	2	～ 6
西海市	2	～ 6
雲仙市	2	～ 6
南島原市	2	～ 6
西彼杵郡	2	～ 6
東彼杵郡	2	～ 6
南松浦郡	2	～ 6

○選挙公報印刷配付（配布）日程（予定）

（別紙４）

月	日	曜	告示日 前後	投票日 前	事項	時間等
					印刷・発送にかかる事前協議、啓発原稿の提供	
3	3	金	-28	-37	枠・啓発原稿の校正完了	
3	6	月	-25	-34	原稿の事前審査開始	
					原稿に関する協議	随時
3	24	金	-7	-16	原稿の事前審査終了 ※未終了分については、以後も実施	
3	31	金	0	-9	○選挙公報原稿を業者へ持込み（予定）	
告示日					西彼杵郡	11:30
					諫早市、大村市	12:00
					西海市	12:00
					島原市、雲仙市、南島原市	13:00
					佐世保市・北松浦郡、平戸市、松浦市、東彼杵郡	13:30
					五島市、南松浦郡	17:00
					対馬市	17:00
					壱岐市	17:30
					※交通事情等により時間が変動する可能性がある。 （特に離島）	
					※追加原稿が発生した場合は、その都度対応	
					○選挙区ごとのページ数及び無投票選挙区について連絡	17:30
					○掲載順序を定めるくじの結果について連絡	18:00
					○原版作成開始→校正完了	終了まで
4	1	土	1	-8	印刷・発送・PDF納品 （選挙区ごとの順序は、協議して定める。）	
4	2	日	2	-7	印刷・発送 （選挙区ごとの順序は、協議して定める。）	
4	3	月	3	-6	発送完了、市町等到着完了 （選挙区ごとの順序は、協議して定める。）	
4	8	土	8	-1	各世帯への配布期限	
4	9	日	9	0	選挙期日（投票日）	